

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会
第4回古都保存のあり方検討小委員会

平成28年3月11日

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会 第4回古都保存のあり方検討小委員会を開催させていただきます。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まずはじめに、本日は東日本大震災の発生から5年目となる日でございますので、この震災により被害に遭われた方々に対しまして、哀悼の意を表して、ご冥福をお祈りしたいと思います。

続きまして、定足数の関係ですが、本日ご出席の委員、臨時委員及び専門委員は10名中8名でございます。本委員会の議事運営第1に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。ご出席の委員の皆様のご紹介は、座席表の配付をもってかえさせていただきます。また、本日は古都保存の取り組みを紹介していただくため、神奈川県環境農政局都市緑地担当部長にお越しいただいております。

次に、資料ですが、お手元に一覧表とともに資料1から7、参考資料1から4をお配りしております。ご確認をいただきまして、不足がございましたらお申しつけください。

それでは、議事に進みたいと思います。なお、ご発言をしていただく際には、目の前のマイクのスイッチをオンにいただき、ご発言の終了後には必ずスイッチをオフにさせていただきますよう、お願い申し上げます。

これからの議事進行は委員長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【委員長】 おはようございます。それでは早速ですが、審議に入りたいと思っております。

皆様、審議の進め方という資料をご覧になっていただいていると思いますが、本日も含めるとあと3回で取りまとめしていくということでございますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、議事の1に先立ちまして、事務局のから今後の審議の進め方等について説明をお願いいたします。

【事務局】 資料2と3を用いまして、審議の進め方と前回の会議での指摘事項等について報告いたします。

資料2でございますけれども、委員長からお話がありましたとおり、6回を予定しております小委員会ですが、本日は4回目でございます。5回目を5月、6回目を6月から7月ごろに開催することを予定しております。

続きまして資料の3でございますけれども、前回の主に歴史まちづくりを対象とした小委員会における委員等からご指摘いただいた事項でございます。

大きく4点に分けてあります。

(1) 歴史まちづくり計画について、計画そのものの話、あるいはその期間についてでございます。おおむね10年の計画になっておりますので、10年ごとでレビューをしたらどうかという指摘などがございました。

(2) 歴史的街並みの保全、景観施策等との連携について、景観計画や、あるいは住民協

定のお話を自治体のご発表からもいただきました。建造物や眺望景観が大事だというご指摘もございました。

ページをおめくりいただきますと、(3) 今度は歴史的街並みの活用、観光施策等の連携について、観光に限らず地域の活性化に役に立っているのではないかとというご指摘の中で、市民の関心が高まっている、あるいは保全、活用していく上でもMINTO機構のようなフェンドを活用していくという考え方もあるのではないかとというご指摘をいただいております。

(4) 歴史まちづくり制度の広域連携等について、今、市町村単位で取り組んでいただいている歴史まちづくりですけれども、もう少し広域のものも考えられるのではないかとということや、歴史まちづくりサミットの開催などもあって連携が深まっているというご指摘があったところでございます。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、次に、神奈川県のご都保存の取り組みについて、ご紹介いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【神奈川県】 本委員会に本日は神奈川県のご現場のことをご説明させていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。

本日、ご都保存に関する神奈川県のほか、鎌倉市、逗子市の取り組みについてご説明をさせていただきますと思います。資料はお手元の資料4でございます。座って説明させていただきます。

資料の構成は、まずはじめに神奈川県のご都の概要、次に、これまでのご都保存の取り組みによる成果、神奈川県のご都の課題、そして課題に対する取り組みとその方向性についてご説明させていただきます。資料のパワーポイントの右下にあります数字を使ってページ数を説明しますので、よろしくお願いたします。

2ページをご覧ください。航空写真にありますように、日本で初めて本格的な武家政権が誕生しました鎌倉は、三方を山に囲まれ、一方が海に開くという守りに有利な要害性の高い地形を利用し、中心には鶴岡八幡宮が据えられ、都市軸の機軸として八幡宮から真つすぐに海に向かう若宮大路が造営されました。また、まちを囲む山間にはまちの内外を結ぶ7つの切り通しを開削し、城壁都市が築かれたわけです。当時整備された道路網、谷戸や山裾に展開する社寺のあり方は今も鎌倉の基本構造として生かされ、都市を形成する物理的な基盤となっております。

3ページにお示ししましたのは、神奈川県のご都を構成する社寺遺跡の一例でございます。鎌倉、逗子にまたがって歴史的風土保存区域が指定されるとともに、鎌倉市の景観条例などもなされ、歴史的風土の保存が図られています。また、鎌倉市を訪れる観光客は近年1,800万人～1,900万人で推移しておりましたが、平成25年には2,000万人を超え、段葛の下の桜の写真があるかと思いますが、この段葛の下に数字が書いてありますように、平成26年には延べ入込み観光客数も2,196万人となっております。

4ページをご覧ください。ご都保存の成果として、まず第1に、無秩序な市街化の抑制がなされたことが挙げられます。昭和30年代から40年代には昭和の鎌倉攻めと呼ばれる急激な都市化の進展があり、宅地開発の波を受けて、市域のおよそ8分の1に当たる500ヘクタールの樹林地が消滅していきました。

昭和39年には八幡宮の裏手にあります御谷と呼ばれる山林を宅地として造成する計画が持ち上がり、文豪大佛次郎氏をはじめ、文化人や市民団体が協力して開発反対の署名などが

行われ、これらの市民運動は昭和41年に古都保存法の制定という成果をもたらし、同じ年の12月に、保存区域約700ヘクタールを指定することで歴史的風土を構成する重要な緑地が保全されることになりました。また、鎌倉風致保存会が市民等からの寄附金をもとに宅地造成予定地の一部の買収を行ったことで、これらの御谷騒動は収束を迎えます。下の写真にありますように、現地には古都保存法発祥の地の碑が置かれております。

鎌倉は東京駅から約50キロ、横浜駅から20キロの位置にあり、緑豊かな丘陵、相模湾を臨む美しい海岸線を有するベッドタウンとして、現在においても高い人気を誇りますが、右下の図にありますように、古都保存法制定後、昭和50年代からおおむね17万人前後で人口は推移しております。これは鎌倉において緑地保全施策が推進され、適切な緑地の確保がなされてきた結果、自然環境と人の暮らしが均衡した地域社会が構築されていることのアラわれとも言えます。

5ページをご覧ください。古都保存の成果としてもう1つ挙げられますのが、古都景観の保全です。昭和40年の11月に、先にご説明しました当時財団法人鎌倉風致保存会が市民とともに保存認定地域図を作成しております。これは後ほど8ページで説明させていただきます。

昭和41年に歴史的風土保存区域、昭和42年に特別地区の当初指定がなされ、以降、鎌倉の緑の骨格は、古都保存法と同じく昭和41年6月に制定されました首都圏近郊緑地保全法により保全が図られております。また、地域の拠点となる緑については、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区により保全されています。さらに、これらの地域制緑地と一体となって都市公園が設置されております。これも後ほど説明させていただきます。

さらに、平成20年には、若宮大路を中心とした旧鎌倉の市街地とJR北鎌倉駅周辺の市街地を景観地区に鎌倉市が指定し、景観地区においては建築物の形態、意匠の制限のほか、建築物の高さの最高限度を15メートルとして都市計画に定めています。これによりまして、市が長年続けてきた行政指導の内容を法に基づく制限に位置づけることができました。こうして、国・県・市の各主体が役割分担した施策を行ってきた結果、都市構造が往時のものと大きく変化することなく、現在に引き継がれ、都市の骨格となる緑を保全することができたわけです。

以下のページでは、古都保存の成果の補足的な説明をさせていただきます。6ページをご覧ください。歴史的風土保存区域等の指定の変遷などについて簡単にご説明させていただきます。昭和41年、指定当初、695ヘクタールが指定されました。また、特別保存地区については、昭和42年に220.2ヘクタールを指定し、その後も宅地開発などの需要が高い鎌倉市域及び逗子市域の一部について、順次、保存区域及び特別保存地区の追加拡大を進めてまいりました。現在においては、歴史的風土保存区域は989ヘクタール、特別地区は573.6ヘクタールとなっております。一定の開発行為を規制する特別保存地区の指定は当初の2.5倍となっております。

7ページは、現在の指定の状況の一覧でございます。

8ページをご覧ください。5ページで説明しましたように、御谷騒動を契機として結成された鎌倉風致保存会は、昭和40年に市民からの意見を取り入れながら、保全すべき最も重要な緑地として保存認定地域図を作成しております。

この保存エリアは、次の9ページにありますように、歴史的保存区域などの地域制緑地や

都市公園などにより保全すべきとされた地域をカバーしております。また、鎌倉の3大緑地と称される、北から台峯、常盤山、広町なども、都市公園あるいは特別緑地保全地区、歴史的風土特別保存地区として、緑地それぞれの特性に応じて保存が図られているということが分かります。

10ページをご覧ください。先人がつくり上げてきました古都の景観をさらに魅力的な景観へと高めていくため、鎌倉市では平成6年に鎌倉市都市景観形成基本計画を策定、さらに翌年の平成7年には鎌倉市都市景観条例を制定するなど、鎌倉市独自の制度による都市景観の形成に取り組んできましたが、平成16年の国の景観法制定を受け、平成19年の1月に市全域を対象とした鎌倉市景観計画を策定、これに合わせまして鎌倉市景観条例の改正をし、平成20年3月には、こちらの図にありますように、鎌倉駅及び北鎌倉駅を中心とした市街地、約232ヘクタールを景観地区に指定することになりました。これによりまして、歴史的風土保存区域と合わせて、よりきめ細やかな景観形成を図っております。

例えば、右上の図のピンク色でございますが、これは若宮大路の周辺商業地域でございます。こちらにおきましては、建築物の外観、形態の意匠は、市街地を取り囲みます歴史的風土や自然環境、周辺の街並みと調和し、かつ均衡がとれたものとする事としております。また右下の図にありますように、谷戸の住宅地、いわゆる第一種の低層住居専用地域に指定されている区域におきましては、建築物の高さの最高限度を10メートルとするほか、背景の山並み等の自然環境と調和し、かつ谷戸の持つスケールと調和のとれたものとする事としております。特に既存樹木の保存や敷地内の緑化などにも努めるものとしております。

続きまして、神奈川県歴史的風土保存区域の課題と取組みについて、以下、ご説明いたします。11ページをご覧ください。左上の図は現在の歴史的風土保存区域及び特別保存地区の指定区域です。真ん中上の図を見てください。急傾斜地法に基づき指定された「急傾斜地崩壊危険区域」や土砂災害防止法に基づき指定されました「土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーン」など、それぞれ根拠法は異なりますが、これらは傾斜度が30度以上あり、高さが5メートル以上ある区域を指定しているものでございます。これは、先にご説明しました守りに有利となる要害としての特性を持った古都として、必然的に歴史的風土保存区域のほとんどが斜面地であり、災害が起こる危険性の高い地域と重なるものでございます。さらに、鎌倉、逗子の地質の特徴もでございます。右の写真や、あるいは真ん中下の図にABCとありますが、それらはその危険性をあらわすものとなっております。鎌倉では岩の上に薄い表土層が堆積し、そこに樹林が形成されております。岩石は水が浸透しにくいのですが、その一方で表土は水を通しやすく、豪雨の際に土の中に浸透した水が飽和し、流動化して、岩の上を滑落する場合があります。このような特徴あるいは危険性を有した神奈川県の古都においては、崩落を防止するため、斜面地や表層の厚さの状況に合わせた安全対策を行っていくことが求められます。また、この対策により事故を未然に防ぎ、古都の景観の保全も図ることになります。一方、崩落が発生しましたところでは、左下図のように、擁壁などにより安全対策をせざるを得なくなり、古都の景観を阻害する要因となってしまいます。この擁壁の色は白ですけれども、最近は灰色など、ちょっと黒っぽい色にするなど工夫はしております。

12ページをご覧ください。鎌倉では多くの家屋が斜面に隣接して立地しております。斜面地で巨木化した樹木が倒れるなどして、隣接する民家等に被害を及ぼしております。県では

施設賠償責任保険に加入しまして、事故が発生した際には被害に遭われた方への迅速な対応には努めておりますが、台風、大雪の発生にもより、いまだ苦情や倒木、落石などの災害の発生は続いている状況にあります。また、倒木によって樹木が根本からひっくり返る、いわゆる根返りを起こしますと、根を支えていた表層の崩壊や岩盤の崩落などを引き起こし、古都の景観に悪影響を及ぼしてしまいます。そういう意味で、巨木化した樹木の剪定あるいは危険木の伐採などを行っていくことが求められています。このような安全対策上の課題を踏まえ、それに対する取組みを次のページからご説明します。

13ページをご覧ください。そこで平成25年3月に古都保存法緑地管理方針、及びこの方針を受けて、特別保存地区内の県有地を計画的に維持管理するための県有緑地管理計画を県として策定しております。本計画では、特別保存地区を、住宅地に隣接する急傾斜地で安全確保を最優先する防災管理重点ゾーン、それから一定の規模の平地があり、計画的な管理の可能性のある住民参加可能ゾーンなど、4つのゾーン分けを行っております。このうち、防災管理重点ゾーンの一部について、平成26年度から緊急防災対策事業を実施しております。

14ページをご覧ください。先ほどからご説明しておりますとおり、一度崩落を起こしてしまいますと、安全確保の観点から、安全重視のコンクリート擁壁などの防災工事を行わざるを得ません。そこで県においては、できる限り崩落前に対策を行うことで古都景観を守ることに努めてまいりたいと、杭を土壌に打ち込み、それをワイヤーで連結させて斜面地を固定する、いわゆるノンフレーム工法、これは左側の図でございます。また、右上の図にありますような落石防護柵工、これは途中で止めることができるというものです。また右下の図にありますように、落石防護網工など、斜面地の状況に合わせて施工方法を実施しております。ノンフレーム工法では密集した樹木を一旦は伐採するわけですが、そのことで光が入り、下草が伸びますので、左下図のように、数年後にはある程度良好な状態の緑地になります。

また、防災管理重点ゾーンにおいて計画的伐採というものも実施しております。15ページをご覧ください。県では平成26年度から、住宅地に隣接しており、また傾斜が30度以上の県有地の外周、約21キロあるわけですが、これを対象に事前に枯損木等の危険木の調査を行いまして、危険性の高い緑地から順次伐採し、事故を未然に防ぐとともに、古都の景観を保全する取組みを始めたところでございます。伐採された直後の緑地は土が剥き出しになってしまいますが、斜面地の巨木の剪定や危険木を伐採することで、これまで日の光が当たらず成長できなかった下草が伸びますので、ノンフレーム工法の場合と同じく、数年後には良好な緑地となります。

続いて、鎌倉市でどのような取組みを行っているかをご説明します。16ページをご覧ください。鎌倉市では、民有地を対象として、所有者自身で手入れが難しい場合、市が代わって下草刈りなどの樹木の管理を実施しております。また、鎌倉市の市有地においては、傾斜木や枯損木などの危険木、隣接地への越境樹木がある場合には、事前の伐採等を行っております。それぞれの課題としましては、民有地を対象とする樹林管理事業においては、所有者の高齢化等により所有地の維持管理が難しい緑地が増える中、予算は縮減が続いておりますので、市民からの要望に十分対応できない状況が続いていること、また、その年度に行う箇所をあらかじめ決めざるを得ないことから、他の地域で発生した危険木の処理に即座に対応できる状況とはなっていないということなどが挙げられます。もう一方、市有地を対象とし

ております緑地維持管理事業におきましては、本来、生物多様性や植生の管理といった質の充実を図るための取組みもしたいわけですが、現状では、周辺の民家への樹木への影響の軽減や防災的見地での維持管理で手一杯という状況でございます。

17ページをご覧ください。都心へのアクセスもよく、周囲に良好な自然環境の残る鎌倉市は、高度経済成長期ほどでないにしても、いまだ開発圧は高く、届出による規制のみである歴史的風土保存区域の指定だけでは、その保存が困難な状況にあります。神奈川県では順次、特別保存地区の拡大を進めてまいりましたが、特別保存地区の指定が多くなりますと、必然的に買い入れる土地も増えてまいります。県では既に特別保存地区の32.2%を県有地としており、買入れの面積が増加するとともに、それにかかる保全費用も増加してまいります。左下の表にありますように、古都及び緑地保全事業費等にかかる神奈川県の当初予算額は、特に平成26年度から古都の景観保全と安全確保のため、県単独予算による落石防護網工など防災工事の予算を増額しておりますが、その管理費の捻出は難しいという状況でございます。

18ページをご覧ください。まず、公益財団法人鎌倉風致保存会による樹林地の維持管理についてでございますが、当財団は会員数が400人以上を数え、年間を通して財団の所有地や市有地あるいは史跡などで、定期的に緑地の維持管理作業やイベント開催などを行っていただいております。ボランティアは地元市民だけではなく、県内の企業からも参加申し込みがあると聞いております。保存会のほうはもう既に50周年を迎えたわけですが、50周年記念誌の中に、例えば、ゴールドマン・サックス証券(株)より寄稿されているものがありますので、そちらを若干ご紹介させていただきますと、「弊社は外国人社員も多数在籍しておりますので、古都鎌倉でボランティア活動した後の観光も楽しみの一部になっているようです。日本で最初のナショナルトラスト財団として設立された鎌倉風致保存会様の活動に携わらせていただくことは、私どもとしましても誠に光栄である」というように書いております。このような状況であります。課題に挙げておりますとおり、ボランティア参加者の高齢化が進むとともに、リピーターの増加にもなかなかつながらず、参加者の減少が課題となっております。また、先にご説明しましたとおり、急峻な地形の多い鎌倉においては、伐採等を行うにしても専門的な知識、技能が必要となりますので、そのような地形における樹林地管理の難しさというのが挙げられます。

19ページをご覧ください。神奈川県においては、平成25年から27年10月まで行っておりました明月荘県民協働事業というものがございました。これは県と、後にNPO法人化する市民団体とが協定を締結し、古都の県有地内の古民家であります明月荘を修繕したりとか、あるいは明月荘周辺の庭園、緑地を整備することで、明月荘を利用したイベントの開催を行っておりました。当初の協定期間は平成25年4月から10年間となっておりますが、平成27年3月に起きました原因不明の火災により明月荘が全焼してしまい、主たる目的を失ったことから、協働事業は終了となってしまいました。残念ながら、短期間のうちに協働事業は終了してしまいましたが、その経験の中から県としてこの活動で課題が挙がりまされたのが、この区域内でのゾーニングや斜面地における樹木の管理方法など、緑地に関する専門的な知識、技能を有する人材の確保、育成の必要性を改めて実感した次第でございます。

20ページをご覧ください。鎌倉市の事業として行っている緑のレンジャー事業です。これは鎌倉市が市内の緑化推進団体と連携して実施しており、小学校4年・5年生を対象とし

たレンジャージュニア、18歳以上を対象としたレンジャーシニアがあり、それぞれ緑地の下草刈りの体験作業や公園緑地の施設点検などを行っています。中ほどに「自主活動グループがNPO法人の認定を受け」とありますが、これはNPO法人みどりのレンジャーというものも組織されております。また、下のほうにありますように、逗子市では歴史的風土保存区域ではありませんが、それに隣接しました都市公園の名越緑地を活動範囲として、逗子市名越緑地里山の会が谷戸の整備や自然体験活動を行っております。

21ページをご覧ください。これが最後のページになります。以上を踏まえまして、簡単にまとめを整理してみました。本県の考える方向性としましては、以前の委員会におきましてもご指摘がありましたように、行政側におきましては、斜面地での安全対策は行政が責任を持って実施していくものであります。かつ、事故を未然に防ぐための、景観に配慮した土砂崩壊防止施設の設置や計画的伐採は景観の保全にもつながります。さらに、維持管理におきましては、緑地の保全あるいは活用を検討していく多様な担い手とコーディネーター役の専門家をつなぐ調整役を行政が担っていくものであると考えております。できるだけ官民連携が掛け算につながっていくようなことを求めたいと思っております。

一方、企業や市民団体などにおいては、単にボランティア活動を行うというだけではなくて、それが社会的な位置付けを持って活躍できるような枠組みを構築することが大事であると考えております。例えばでございますが、歴史的風土ということですので、文化的資産と自然的なものが両方にあるわけでございますので、その両方にかかわるということで、企業のCSRあるいはCSVの活動にとってもそれなりの意味があるということが、どうやって認識していただけるのかと思っております。例えば、土地の管理状況や歴史的価値などにより優先度を明確にしたリストをつくったり、その中から企業に選んでもらうなど、企業とのマッチングをさせるような事業スキームなど、具体的な何らかの枠組みというものがあり得るのではないかと思いますし、また、古都を誇りに思い、みずからのライフスタイルとして古都の保全にかかわっていくということが、一人ひとりにとっても実感できるということが大事であると考えております。

ただ、重ねて言いますが、維持管理においては、これらの方向性を実際の取組みに移していく段階に当たっては、神奈川県のある古都の保存区域はほとんどが急傾斜地であり、維持管理を行うためには、専門的な知識、技能を有する者が何らかの形で作業や監督を行うという必要があると思っております。

終わりにでございますが、参考として下に表を付けております。これは神奈川県の観光産業に関する基礎調査報告書からのデータです。県内の各地を訪れた宿泊客及び日帰り客にそれぞれアンケートを行ったものでございますが、左上の表、これは、鎌倉への来訪者は宿泊客、日帰り客とも来訪回数が10回以上という方が最も多く、まさにリピーターの多さを裏づけるものとなっております。右側の表、これは来訪者も神奈川県以外の首都圏だけでなく、全国から広く訪れているということが分かります。また、左下の表でございますが、鎌倉への来訪の目的を尋ねたところ、遺跡・文化財などの鑑賞を目的とするものが宿泊客、日帰り客とも1位となり、次いで自然・風景鑑賞が2位との結果になっております。まさにこれが歴史的風土の構成要素でございます。鎌倉を複数回訪れるリピーターが多いということは、古都としての価値が広く国民に認められている1つのあらわれとも言えると考えております。簡単でございますが、以上で神奈川県からの説明を終わらせていただきます。

【委員長】 ありがとうございます。非常に長きにわたり行政と保存会と、それから最近では企業と多角的な取り組みをなされてきたこと、またそれによってかなり効果が上がっているものの最近のさまざまな管理上の問題があるということも皆さんに分かっていただけたかと思えます。

続きまして、事務局からの有識者の意見について説明の終了後、質疑に入らせていただきたいと思います。それでは、事務局、お願いいたします。

【事務局】 今の神奈川県さんの発表に関連するのですが、有識者、海外からの声を2つほどご紹介したいと思います。資料5をご覧ください。

リシャル・コラスさんというシャネル株式会社の代表取締役社長で、鎌倉市の国際親善観光大使になられている方にヒアリングをする機会がありました。簡単に概要をまとめておきまして、1つは、日本は重要な建造物あるいは環境を守る法律があつていいと思うがフランスだと周辺地域を含めてかなり広く保護をしているということで、そういったところにあまり目が向いていない、規制のエリアが狭いのではないかということ。

2つ目は、松島湾のことを指摘されていますけれども、やはりそういう周囲では煙突が立つということはフランスでは考えられない。鎌倉でも大仏のあたりの風景はいいけれども、そこに至るまでの通りはもう少し規律があるべきではないかということ。

3つ目は、この方ご自身が古都保存法の規制のエリアに住んでいるのですが、その価値というものをなかなか日本人は捉えられていないのではないかと。この日本人のメンタリティーを逆転できれば、規制のエリアあるいは内容を広げやすいのではないかと、保存がもっとできるのではないかとのご指摘がありました。

4つ目は、フランスのモンサンミッシェルは国から規制がされているということで、そこに立地している店舗も統一感があるものになっているということです。

最後に、意識啓発のキャンペーンなど、国民の意識レベルをもっと上げていくことが必要ではないか。そのときには、インバウンドの増加によって外国人がたくさん入ってきているので、そういう意見を利用してもいいのではないかとのご指摘がございました。

もう一方は、下段でございますけれども、デービッド・アトキンソン氏、文化財の修復などを手がける小西美術工藝社の社長でいらっしゃいます。鎌倉市内で講演をされた内容を抜粋しておきまして、3点ございます。

1つ目は、観光収入を増やすという視点からも、歴史的遺産、文化財を活かすということはこれから重要になってくるのではないかとということ。

2つ目は、観光資源、文化財を発信するだけでなく、磨いていく必要があるということ。

3つ目は、鎌倉の街並みは工夫をしていく必要がある。来てもらう人へのサービスとして、建物の表側だけでも工夫をしたほうがいいのではないかとのご指摘がございました。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。リシャルさんのコメントの中では、規制のある地域は環境が保全されるためフランスでは価値が高い。一方で、日本では規制があると非常に不動産価値が低くなるということ。そのあたり、的確な指摘をいただいております。この辺も含めて、後ほど審議で活かしたいと思います。それでは、ただいまの神奈川県さんと事務局からの説明につきまして、質問、ご意見ございましたら、ご発言をお願いいたします。

【A委員】 大変詳しくご報告いただきまして、ありがとうございます。古都保存法の誕生がき

っかけになった鎌倉の話、それ以来、行政を含めて長い取り組みをされてきたということで、様々な活動をされているということをよく理解させていただきました。最後のほうにお話がありましたように、来訪者が鎌倉をどう見ているかとか、そういう取りまとめをされていますが、鎌倉に住んでいる方の満足度など、もし何かデータがあれば教えていただきたいと思います。明日香村などもそうですが、規制と生活とのバランスが非常に難しく、若者が流出していくという話が多いですが。本当はこのフランスの方がおっしゃるように、住民自身の意識が変わらないとだめなのだと思います。そういう意味では、一番先進的にやってこられた鎌倉がどうなっているのか、ぜひとも教えていただきたいと思います。

【神奈川県】 分かる範囲でお答えします。鎌倉市役所では、市の総合計画の中で毎年、市民の意識調査をして公表しております。これは市のホームページでも公表されていますけれども、その中に、ぴったりするわけではないですが、平成26年度に例えば、「鎌倉市は豊かな歴史的資産が大切に保全されるとともに、伝統的な文化が保存、継承されているまちだと思いますか」という質問に対して、「とてもそう思う」「少しそう思う」はそれぞれ34.6%と43.6%ぐらいですから、ほぼ8割の方がそういう回答をしております、「あまりそう思わない」「そう思わない」というのが11.6%と6.6%ですので、約2割弱となっています。これは平成17年度から25年度までが公表されていますが、ほぼその数値は変わることなく推移しており、自然的景観の保全への回答でも同様の傾向です。

ただ、一方、実際に鎌倉らしい景観を守るため、保存のための活動に参加していますか、という質問に対しては、実は活動に参加していないという方が63%になっています。ただ、これ他の市と比べると、例えば私の住んでいる市の実感と比べると、たぶん圧倒的に「していない」という数は少ないほうだと思いますが、これらのことから、「行動」という面ではまだまだ余地があると思っております。

【B委員】 補足になるか分かりませんが、今のA委員のご質問に答えさせていただきます。まず鎌倉は、外からの評価はいろいろなマスコミの資料などでお分かりいただけると思いますが、鎌倉に住んでみたい、訪れてみたい、といった良い街のイメージがあります。今では地方の魅力的な都市があり以前と比べて評価をいただいているのかという思いはありますが、やはり絶えずベスト5なり、少なくとも10位に入ってくるということで、年間2,200万ほど来訪者の方がございます。そういう面で、市外にお住まいの方の鎌倉のイメージというのは非常に高いと思います。

一方、肝心の市民の方はどうなのかということですが、市民の方も鎌倉に対する誇りを持っていらっしゃると思います。ただ、意識が高いといえますか、いろいろな活動に従事する、特にまちづくりに従事していらっしゃる方々の話を聞きますと、やはり今の鎌倉が法規制も含めて、現在のあり方、先ほどのコラスさんの話にもありますように、本当に鎌倉はこのままでどうなのかという思いを持っている方が多いと思います。

1つの例ですが、自分の経験からお話しさせていただきますと、前にもこちらでもお話しさせていただきましたが、世界遺産の登録を目指したとき、肝心の市民の盛り上がりがいまいちありませんでした。その市民の方々は、現状を見て、世界遺産に耐えられるまちなのかということと、その一方で、世界遺産になると規制が非常に強くなるということでそれを嫌う方もおりました。我々がいくら規制の問題も含めて説明しても、なかなかそれまでの現状がありましたので理解・納得が得られなかったというような状況でした。

一方で、これはこの場で言うのは適切かどうか分かりませんが、昔のアンケート調査の中で、緑地は公共財だと思いますか、という質問に対して、当時、緑の問題が本当に大きくクローズアップされていたこともあり、8割～9割の方が「そのとおり」というお答えをいただいたというような記憶があります。市民にもいろんな考えがあるというのが実感でございます。

【A委員】 大変よく分かりました。文化的な側面というか、あるいは観光的な側面といいますか、あるいは景観を含めて、非常に人気があるし、また住んでおられる方もそういうことに対する意識が高いというのはよく分かりましたが、要するに、市民生活を普通に送る上で、そういうものとのバランスというか、そういうところでの満足度みたいなものはどのような状況なのでしょう。

【B委員】 自分は鎌倉市民でもありますので、実感としてですが、市民からすると、今、これだけ鎌倉の名声が上がっている。それから世界遺産の話でも、もう1つ大きな意見がありました。これ以上来訪者が来たら市民生活は一体どうなってしまうのかと危惧があります。鎌倉は京都市や奈良市と違って、受け入れる市街地が非常に狭いのです。一番に挙げられたのは交通の問題でした。

現在、交通問題をパークアンドライドやロードプライシングなどいろんな方策を検討しているようですが、課題も多くなかなか難しいようです。あとはごみの問題です。

市民から見ると、これ以上人が来てほしくない、これ以上名を上げてどうするのだ、市民生活はどうなるんだというような思いがあると思います。

【委員長】 ありがとうございます。それではほかの委員の方、お願いします。

【C委員】 おそらく、全国の自治体にとっても、鎌倉が先進的に古都保存に取り組んでいまして、現状がどうで、そしてこの先どうなっていくかというのは非常に注目しているところだというふうに思うんですね。いろいろと、どういう方向性にこれから行かれるのかなということ想像しながら、お話を聞いていたんですけども、予算の範囲で買入れをされていて、その管理は県や市がしていくわけですね。なかなか予算の確保も難しい。管理を県とか自治体に移すということは固定資産税も減ってくるわけで、収入が縮小する中で、支出は膨らんでいくことは容易に想像できます。今、地理的な状況でかなり崖地が多くて、防災対策をかなりされているようなお話もありましたが、例えば景観の保全など、新たな方向の取り組みが難しいのではないかなと想像するのですが、いかがでしょうか。

【神奈川県】 このことは大変難しいことですが、古都保存法制定から50年たって、では次の50年というぐらいのスパンで見ますと、実は、鎌倉の山というのは遠景の山の奥山ではございません。近景、中景の山でございます。これはたぶん、他の古都の中とも少し違うと思いますので、そうすると里山でございますから、たぶん人の手が入って、実際に資材として、薪だとか使っていたというように聞いています。ですから、県としても買入れ地を増やしたいというよりも、むしろ民有地のままで保存がされたほうが本来はいいと思っております。

ただ、このことは古都保存法制定というよりも、日本人のエネルギー革命の中で、山に人が入らなくなったという全国的な山の問題があるわけですし、そうすると、そこに何らかの形で人が手を入れるメリットが、税金だけではなくて、民有地でちゃんとメリットがあるような仕組みにしていけないといます。

それが、どちらかといいますと、鎌倉市民だけというよりも、特に緑地全体でいきますと

特別緑地保全地区や、都市公園は市が行うにしても、これは国民の資産として全国的な形がかかわっていただくようなことが大事と考えます。県有地なり市有地になったところは、安全対策は、これはせめて国のバックアップも受けながら最低限の必要な安全対策はするにしても、それと民有地もセットで何らかの形で国にかかわっていただけるとというのがベストだろうと思います。

ただ、そのときに行政が全てをコーディネートするというわけにはいきませんので、やはりコーディネーターをしていただく方という組織が、あるいは専門家がそこにちゃんとして、それとそういう企業なり国民なりがかかわっていくような枠組みがあるだろうと考えます。

ただ一方、どうして行政がかかわるかといいますと、地元自治会などから苦情があるわけです。例えば、大仏の裏のほうで市民参加可能な平地があったわけですが、そういうところでいざ県も市民に開放しようと思ったときに、地元自治会からの先ほどのような反対がありました。不特定な人たちが来てもらっては困ると。そういう自治会との調整役をするのがやっぱり県なり地元の鎌倉市だろうと考えます。そういう意味での調整役という場合は、私どもも一緒に入って実行するということなのだろうなと思います。また、さっき冒頭に申しましたように、次の50年というスパンを考えますと、計画的伐採は必ずしも安全だけの問題ではなくて、もう少し奥まで入った、手を入れていくということをしていかないと、それは問題になるだろうなと思います。しかも、鎌倉の場合は鎌倉石に代表されるような、もろい岩盤に薄い数十センチから2メートルぐらいの表層土が張りついているわけですから、一度壊れてしまうと取り返しがつかない。次の50年というのは、本当にそういう、国民的な資産として、どうやって山をちゃんと考えていくのかということ、民有地として何らかのメリットになる仕組みが必要と思っております。

【委員長】 ありがとうございます。

【D委員】 今のお話をお伺いしながら、やはりお金の問題はとても難しいなと思ったのが、買入れのためのお金を、毎年予算を獲得していくのは大変な上に、この後、生産緑地法の関係で緑地も大量に出てきますよね。それが神奈川県内でもいろいろ出てきたときに、買ってくれと言われて、その辺を公共がどれだけお金を用意していけるのかというのを考えると、減ってくるお金をどのように使いながら、いい空間を確保していくのかって考えていかなければいけません。また、買入ればかりではなくて、やはり民間に持っていただきながら、それが当たり前のような状況、それが資産だというような状況にしていくことを考えなければならぬと思いました。

あともう1つ、資料5で、デービッド・アトキンソンさんの話として「来てもらう人へのサービスとして建物の表だけでも工夫したほうが」とありますが、一応景観の関係でコントロールされているわけですね。ところが、外国人の目から見ると、それでも不足しているということで、景観コントロールのあり方について、地方自治体が頑張っていないといけないだろうなというのは、こういう外国人の指摘のところから非常に思うところです。

ただ、古いものに合わせて古いデザインだけがいいかということ、必ずしもそうではないような気もしています。いいかどうか分かりませんが、何年か前にリバプールの都市再生の研究をしたときに、あそこは危機に瀕した世界遺産といわれ、現代建築がたくさん建っていくと世界遺産の登録を取り消すという話がありましたけれども、リバプール市役所の人たちと話をすると、古い景観は大事だけれども、それにばかり合わせていくことが都市の発

展かというところではないと。現代建築とうまく合わせながら、次の時代の古い世界遺産と
いうのをどう守っていくのかというのを考えることが大事だから、新しいチャレンジも必要
だと考え、新規の現代建築のデザインもすぐ考えてはいます。しかし、ワールドヘリテー
ジからすると、とんでもないということだと。そのようなことを考えると、鎌倉で現代建築
がいいわけではないのかもしれないですが、デザインスタンダードをより積極的に考えてい
くことが、古都の価値を高めるという観点で非常に重要になるのではないかと思います、そ
のあたりはいかがでしょうか。

【神奈川県】 おっしゃるとおりだと思います。景観保護なり景観条例で、新しいところに対し
てのある程度の指導が法に基づいてできるようになったという、以前から、市が40年前ぐ
らいからさまざまな行政指導をして、例えば、JR鎌倉駅のところでは屋外広告物はやらな
いでくださいということで、今の駅から若宮大路のところもされているわけですので、市と
してやれることを長年にわたって40年間やってきて、法に基づいてさらにこれができるよ
うになったというのが平成20年ごろからだということで、順次やってきてはいるというの
が現状です。

それから、アトキンソン氏に、2月11日に鎌倉市で記念講演をしていただいたときのコ
メントですが、その中で、「鎌倉は中世の歴史の宝庫と言っているが、それを説明する場所も
あってしかるべきじゃないか」と。来ている人たちはそれなりに満足しているけれども、本
当に分かるように、もっと工夫するべきじゃないかというようなことを言われております。

これについては、鎌倉市が今年の1月に、歴まち法に基づいた認定を受けまして、鎌倉市
役所の近接した扇ヶ谷というところがありますが、これは古都保存の区域に隣接したところ
で買い取った建物を改築して、そういう情報発信もできるような交流センターをこれからつ
くっていかうという動きもありますので、市街地のエリアのほうでの取組みを進めていると
いう現状です。それをもう少し、どうやって分かりやすく、あるいは全国的に発信できるよ
うなものにしていくのかとか、そういうものはまだまだこれから考えていくものと思ってお
ります。

【委員長】 あとは後半の取りまとめの議論のところをお願いしたいと思います。E委員、お願
いします。

【E委員】 お話を聞いていて、開発をしないことと一切利活用しないことは同じではなく、開
発をストップしたところでは、そのまま保存するというより、もう少し利活用していかなけ
ればいけないのかなと思いました。背景としては、皆さんがおっしゃるように、これ以上そ
ういう財政負担を減らしていくとか、維持管理の負担が大きいということがありますので、
何かの形で利活用していけないのかなと。

その何かが非常に難しくて模索をされているのだと思うんですけども、もともとこの大
きな動きをつくられた財団法人さんたちが開発をストップして、みずからのお金を出されて
守られるという流れの中で、今どんな活動をされているのかというのは、18ページでご紹
介いただいたような、どちらかというとあまり楽しくない管理ですよ。子供たちも急など
ころに行って何かされてもあまり楽しくない。これをいかに楽しいこととしてやっていくか、
上手に活用して市民を巻き込んでいくのが大切な中で、市民がその活動に巻き込まれてい
ていないというか、一部の人だけの活動になっていて、その上、その方々が高齢化していて、
子供たちにうまく引き継がれていないというイメージを持ちました。

19ページでは、うまく市民と、楽しく使うような新たな連携をしていたところが火災で終わってしまったとのことでしたが、少しそういう利活用の可能性というか、自然を大事にしながら少し使っていけるというような、市民の方々に喜んでいけるようなものだと思います。

あともう1つ、市だけの問題ではなく、県とか国として考えていかなきゃいけないのですが、鎌倉に沢山の観光客が来て去っていく中で、それを支えているのは市民だという矛盾もあるわけですから、大きな流れもある中で、利活用の可能性をどういうふうに考えられているのかなというふうに思いました。

【神奈川県】 基本的には鎌倉市も神奈川県も、歴史的風土は、活用があって保存されるものであるという認識は共通項ですが、明月荘県民協働事業のように具体的なモデルが実際にあって、その経験を踏まえながらどう進めてゆけばよいかということは行っております。

一方、鎌倉風致保存会は、ある意味ではトラスト団体なわけで、自ら用地を買い取っている。これは御谷の場所だけじゃなくて、十二所の果樹園なども持っておられますし、そういう意味で、そこを抱えてするという事は、それは大変なことだと思っております。

海外では、そういうことは意外とありますけど、日本では、実際に管理しなければならない場所を自ら抱えて、たぶんそれで精いっぱいでは言いつつ、やはり地元の方の理解を得ていくために近くの民有地にも関わられておられる。その場所が、田んぼを隔てて離れているわけじゃなくて、近接してそこに人が住んでいるという場所がセットの風土なものですから、隣には民家があるわけです。

そういう人たちの理解をするために、そういうところでも活動もされたり、あるいは象徴として史跡も関わられておられるわけで、そういう意味では、本当に手いっぱいではないだろうかと思っております。今の仕組みだけで単に対象を拡大しようとすることは大変難しいことであり、一段の工夫をする仕組みが必要ではないか、今の延長で頑張れというのではちょっと厳しいなというのが思うところでございます。

【B委員】 鎌倉風致保存会の活動ですが、先生が言われた18ページの内容プラス、次代を担う若者、中学3年生を対象にした活動をお行っています。今年で18年目になりますが、市内の中学校、鎌倉には9校ありますが、そのうち7校を対象に緑の体験学習を実施しています。今年は新しい試みとして、中学生のお兄さん、お姉さんと小学生が一緒になって、小学生が鎌などの刃物を持つのは危険が伴いますので緑地の管理ではなく、うち1校でしたが海岸清掃を行いました。

中学生が小学生の面倒見ながら、やりがいや楽しみを持ちながら、自分たちの町を自分たちの手で守っていく、樹林管理までとは言いませんが、身近なところで自ら行動し、体験してもらっています。

あと、風致保存会としましては、26年10月に登録有形文化財にご寄附いただいた建物（昭和二年建築）が指定されたので、その建物と土地を活用して、鎌倉風致保存会の活動の紹介や鎌倉の緑地保全、歴史的風土の保全などを紹介してまいりたいと考えています。歴史的建造物の大切さ、良さも併せて知ってもらおうつもりです。鎌倉駅から少し離れていますが、私どもの限られた予算を工面しながら、地元の人たちを含めて、広く鎌倉良さを広め貞子と考えています。風致保存会創立50周年、古都法制定50周年のこの機に、鎌倉市民の心を揺さぶるような試みに挑戦してまいりたいと思っております。

鎌倉風致保存会は歴史がある団体ですよ、会員になってください、と呼びかけてもなかなか良い反応が得られないのが実態です。毎週行っている緑のボランティア活動、歴史散策、大仏次郎茶亭の公開、中学生の緑の体験学習などに加え、歴史的な建造物の活用などを行いながら、活動の輪を広げていきたいと思えます。

また、樹林地の管理で言いますと、鎌倉の場合は身近なところに緑地がありますが、ただ管理をするだけでいいのか、もう一步踏み込んで、何か利用ができないか、これから課題になってくるのではないかと思います。そうすれば、より身近な位置づけになってくるのではないかと思います。鎌倉には、国指定の史跡が約30カ所ありますし、それから、近郊緑地の特別保全地区もある。歴史的風土保存区域や特別保存地区もあります。これらは法律でしっかりと固められてしまっています。もちろん維持管理をしていかなければなりません、何か活用することによって維持管理がしやすくなる方法がないものか、との思いがあります。そういう面も国交省のお力をかりながらやっていきたいという思いでございます。

【神奈川県】 古都保存法が制定され、国のもとに歴史的風土保存区域が決まり、歴史的風土保存計画が策定されて、そして特別保存地区の都市計画決定という順番ですので、鎌倉の歴史的風土保存計画に基づいて、それぞれの特別保存地区の保存がされていくわけです。実はこの保存計画は、昭和41年の法の翌年の昭和42年に告示がされて、昭和46年に一部変更をしているわけですが、内容的には見直しがされてないというのが現状です。そういう意味では、古都保存法制定から50年たつて、次の50年をにらんで、維持管理のことをどういうふうに、できれば維持管理という言い方じゃなくて、更新的な表現で、また、人の手が入ったの景観の維持という表現で、歴史的風土保存計画そのものをどういうふうに書き込んでいくかということがあって、だからこそ我々はこういうふうな活用の仕方をしていくというものであり、個々に考えてはだめではないかと思っております。

【委員長】 ありがとうございます。では維持管理関連で、F委員。

【F委員】 神奈川県と鎌倉市と、それから市民の方々がとてもよく、特に安全面や防災面で取り組んでいらっしゃる、ご苦労しながら、ということですが、この問題というのは、本当に全国の、古都だけじゃなくて、いろんなところの森林の共通した課題だと思います。私自身もそういうふうなところに直面しながら思うこととして幾つか、答えはないんですけども、思うことだけ簡潔に申し上げたいと思います。やはり樹木が大きくなり危険になったときに対策するというのが、今はそれだけでも精いっぱいだと思いますが、それにはコストもかかりますし危険性も大きくなるし、専門性を持った人でないと難しいということもあると思えます。なので、そういうことに対処しながら、いかに未然にそういう状態にしないかということをもっと考えないといけないと思います。どんどん常緑樹林化したときに、小さい段階で伐採すると。でも、それは10年後になったら、とても手に負えなくなっちゃう状態になるので、今の仕組みだと、そこをどうするかということに関心もコストも行き届かないですが、それは市民参加でもできるし、いろんな場所のできるので、そういう場所も一緒に考えていくということが、計画的伐採と神奈川県さんもおっしゃいましたが、すごく大事だと思います。

それから防災だけではなくて、1つの行為に対していかにいろいろ付加価値をつけていくかというのを常に考える必要があると思います。例えば生物多様性だとか、利活用の問題だとか、景観がさらによくなるということ、実はちょっと工夫すると、それは全てリンクし

て考えられます。個別ではなくて、1つの活動のいろいろなことへの波及効果、さらに、資源利用や、その場だからこその空間利用がとれます。資源利用で言うと、例えばまきストーブとかもありますし、いろんな公共事業の中で財がいろんな形で供給される可能性は持っていると思います。そういう仕組みさえうまくつくってしまえば。

ですから、例えば県や市の土地で、公的な場所というのは国の土地も含めてですけど、新たなやり方のモデルを示していくような場所としてもっと積極的に使うべきでしょう。あとは専門性ですけど、防災や獣害、景観、生態学、造林学など、そういうモデル的なところに専門家の人が集まって話をしながら、行政や住民の方とも一緒になりながら、どういうふうな方針がそれぞれの場所において必要なのかということをもっと積極的に考えていってもいいのではないかと思います。

もう一つ言うと、市民や行政が一生懸命頑張っている一方で、ものすごく無関心で責任放棄している、例えば自分の家の樹木が大きくなって危ないのに、それに対して行政がやるべきだとか知らんぷりしている個人がいたり、あるいはすごく恩恵を受けているはずなのに、そういうところに全然参加しない企業もあるので、どういう形で、いろんな人が巻き込まれる中で、等しく古都に緑があることの意義とか価値を共有できるかということも一緒に考えていくといいのではないかと思います。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ご意見や何かお答えになることはありますか。

【神奈川県】 おっしゃるように、個々の要素のことは、ばらばらに考えられるものではないだろうと思います。それらはお互いに関係し合って実現できることであり、官民連携もどうやって掛け算になっていくのかということなのだろうと思います。そういう意味で、国民的な資産としてどう守っていくかということが分かりやすいような形でできると、それは鎌倉だけではなくて、全国の古都にとっても意味があると考えます。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、G委員。

【G委員】 それでは一言だけ。鎌倉市の古都保存というお話ですが、今日は神奈川県の方が来ていただいております。歴まち法は明らかにそうですが、古都保存法は必ずしもそうではないと思いますけれども、基本的にはやっぱり市という行政単位を前提にした制度なわけですよ。ただ、それが本当にいいのかと考えてみると、鎌倉市の中にもおよそ古都とは言えないような、専ら鎌倉都民といわれるような人がいっぱい住んでいてというような地域もあります。ただ、そういうところまで巻き込まないと活動はうまくいかない。そこがたぶん苦勞であると思います。

さらに、必ずしも神奈川県の中でも鎌倉市だけが問題になるわけではなくて近接の市町村もいろいろ形がかかわってくると思います。古都には逗子市も入ると思いますが、そういうふうに考えたときに、例えば鎌倉市と逗子市との間の連携をどういうふうにするのだろうか。例えば鎌倉市が非常にたくさん条例をつくり、いろんな形の制度をつかって、それで動いてらっしゃるといったときに、隣の逗子市との連携を考える仕組みづくりは要らないのだろうか。もっと言えば、そこで神奈川県はどういう役割を果たすべきか。そういった点について、神奈川県としてはどういうスタンスでおられるか教えていただきたいと思います。

【神奈川県】 地方分権という観点はおっしゃるとおりだと思いますし、今日は鎌倉市の方も事務局に来ております。古都保存法の制度ではございませんが、朝比奈の切通しは、横浜市域にもまたがっているわけです。ここは、名越の切通しに逗子市を追加したときにどうして追

加しなかったかと言いますと、それは横浜市域では、現在は特別緑地保全地区として指定されているわけです。そういう意味では、横浜も、古都保存ということで関わっております。

ですから、そういう意味で、当然地方分権といえども、自治体の境界が隣接したエリアにまたがって古都保存を進めていくということは、県も国もそういう前提で取り組んでいるというのが実態であります。

【委員長】 それは後半の議論の中にも含めてと思います。それでは、議事（２）取りまとめに向けた討議に進みたいと思います。まず、事務局から資料６、７について説明をお願いします。

【事務局】 資料６、７を続けて説明させていただきます。資料７は報告の骨子案ですがけれども、その前提として、自治体や市民団体のご意見を伺う調査を行いましたので、ご紹介したいと思っております。

資料６を１枚おめくりいただきますと、１ページに自治体へのアンケート結果とあります。神奈川県、滋賀県、奈良県、京都市、県からは県内の古都指定都市の意見を踏まえてご回答いただいている形で、昨年１１月から１２月にかけてアンケートをとっております。内容は２つ大きくありまして、保存区域と保存計画についてです。保存区域そのものは、現時点で変更する必要はないのではないかというのが回答の概要です。保存計画については、保存計画の中に歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項という対象について、例えば太陽光パネルの設置のことをどう考えるのか、斜面地の間伐・除伐の必要性に関する記載というのをどうするか、地域住民だけではなく、国民や企業等からマンパワーや財源の協力をいただくような記載というのもあってはいいのではないかというご意見がありました。

１枚おめくりいただきますと、活動団体にもアンケートをとっております。これは京都、奈良、鎌倉でそれぞれ活動をされている方々で、写真の上の記述のとおり、属性がそれぞれ違います。京都に関しては平成２６年度から自治会の方々と管理に関して連携を図っていらっしゃるという団体、奈良に関しては１１月に視察いただいた人と自然の会、鎌倉においては鎌倉風致保存会ということで、発足時期も活動の幅も異なる団体にご意見を伺ってみました。

活動参加者を増やしていくために必要な工夫・改善点ということで意見をいただきますと、ソフトとハードに分けておりますが、ソフト面は、人を増やすという意味では、広報を充実させたほうがいいのではないかというご意見は共通しており、例えばすでに鎌倉市で取り組まれています、定期的に市報に掲載して活発に広報したらどうかというご意見や、公民館のポスターや回覧板、SNSなど、手法もいろいろ考えていいのではないかというご意見がありました。それから、広報する対象も住民の方、観光客、学校、企業、幅広く広報したらいいのではないかというご意見や、それぞれの団体が活動する場所や曜日というものも多様化を図るといった工夫を図ったらどうかというご意見がありました。

ハード面に関しては、今、活用という話もありましたが、現場に水道や電気があると、参加者やイベント参加者へのサービスが提供可能になるのではないかというご意見や、活動拠点、事務所、倉庫、水道、トイレのようなものの整備が要るのではないかというご意見をいただいております。

資料６の最後です。古都保存に、企業として人を派遣するというボランティアをされてい

る企業もあるので、そういったところにお話を伺った結果がこの3ページでございます。こちらアンケートで、参加者を増やすために必要な工夫・改善点に関してご意見をいただいております。

まず、ボランティア活動への参加に関して、先ほどもございましたけれども、一緒に盛り上げていきたい、あるいは連携していきたい、こういうことに携われるのは光栄だというご意見があります。また、4点目にありますとおり、企業としてこういうものに参加していく上では、活動していることを広く知っていただくために周知、告知して行ってほしい、例えば寄附をした形のように、参加した企業を広報誌に書いてもらうとかいう周知があってもいいのではないかとご意見がありました。その他として、活動のやり方として、個人の技量に応じて参画できる自由度が高い、幅広い活動の提供、子供からお年寄りまでが出てこられる活動の企画をしてみたいというご意見をいただいております。

資料7に進ませていただきたいと思っております。今日までの議論や今のアンケートを取りまとめたもので、骨子（案）としております。

1枚おめくりいただきますと、目次がございます。4部構成になっておりまして、1. はじめに、2. 古都保存・歴史まちづくりの現状、3. その現状を受けた課題、4. 施策のあり方という構成にしております。

もう一枚おめくりいただきますと、1ページでございます。

1. はじめに、でございますけれども、古都保存制度に関して、歴史的風土の保存に当たっては重要な場所を面的に確保してきたというご指摘がありました。そして、その古都保存の取り組みの全国展開として生まれた歴史まちづくり法についても、取り組みが全国に広がってきている。3つ目でございますけれども、50年たった古都保存をもう一回、次の50年に向けてというところであるとか、間もなく10年を迎える歴史まちづくりも、景観や観光分野の連携について、これから展望してくる時期に来ているのではないかと書いています。

2. 古都保存・歴史まちづくりの現状でございます。

(1) 古都保存の現状は、今日もございました1) 自然的環境の変化ということで、奈良でご覧いただいたようなマツ枯れ、ナラ枯れ等の病虫害あるいはシカによる食害が発生しているという状況、そして、今日もございましたように、保存区域内の斜面地等の周辺では土砂崩落などの被害の対応が増えてきているという状況がございます。2) 保存活動の担い手の変化ということで、そもそも歴史的風土を構成している樹林地、農地を所有されている方が高齢化している。一方で、行政だけでなく地元のボランティア団体、企業もこういった保存活動に参画してきているという芽があります。3) 景観の変化でございますけれども、市街化の進展で眺望景観が変化してきているので、古都指定都市全体の景観が変わってきているのではないかとご現状がございます。

(2) 歴史まちづくりの現状としまして、1) 歴史資源の保全・活用として、1つ目の丸にございますとおり、歴史的建造物は各地で空き家化あるいは滅失が進んでいるのではないかと。そういうものを買入れて一般公開している公共団体もありますけれども、対応に限界が来ているのではないかと。3つ目でございますけれども、民間主体による観光や地域活性化のための歴史資源の活用も進んでいます。2) 歴史まちづくりの景観形成や地域活性化への波及ということで、前回の会議でもございましたけれども、景観計画の策定あるいは屋外広告物の独自条例の制定を行う認定都市は多い状況です。1枚めくっていただいて、そういっ

たものを利用して、外国人を含めて観光客が増加している認定都市もございます。3) 歴史まちづくりの普及でございますけれども、文化財部局と都市計画部局が密接に連携して、同じビジョンを持って進めている状況がありまして、その認定都市は今、51都市まで来ております。

現状を踏まえて、3. 古都保存・歴史まちづくり制度の課題です。

古都保存に関しては、1) 自然的環境の変化への対応ということで、区域指定によって土地利用規制をかけ、県市の土地の買入れという制度も歴史的風土の保存に大きな役割を果たしてきてはいます。しかしながら、買入れ地が増加してきていることで管理水準が低下してくるということもございます。樹林地等の管理に関して、全国的な農林業の施策を活用されている例は見られますけれども、活用の広がり是不十分ではないか。斜面地の安全対策として大規模な法面対策も実施可能ではありますが、高コストで、景観への配慮も難しいところがございます。本日発表がありましたとおり、自治体独自で緊急措置として樹木の伐採等を行っていらっしゃる場合もありますけれども、抜本的な対策に至っていないのではないかと。

それらを支える2) 担い手の確保という観点では、地域や産業の中で自然的環境を利用する仕組みも含めて、土地利用規制のみではなくて、法の趣旨に合った形で活用していくという発想が大事ではないか。また、地元ボランティア団体や企業等民間主体の取り組みは、その活動の場はまだ一部の買入れ地に限定されているので、より一層、拡大していくことが必要だろう。会員の高齢化という状況もあって、一部のボランティア団体では会員を集めることにも苦勞している。そういった団体は、作業小屋や水道など、円滑に活動できるような施設が不十分ではないかというご指摘もありました。歴史的風土の保存に対し、寄附や社員の派遣などで協力してくれている企業もございますけれども、こうした企業をさらに増やしていくことが必要であろう。そして、今日もありましたけれども、買入れ地を管理するに当たっては、中間的にコーディネートをする主体が重要だろう。また、担い手の確保などに当たって、古都保存の取り組みの成果をしっかりと広く発信していくことが重要であろう。

3ページ、3) 景観の変化への対応ですが、歴史的風土保存区域外の市街化もあって、眺望景観も含めて、景観の変化への対応として、統一的に景観形成への配慮をしていくことが必要だろう。そのときには、古都保存法だけではなくて、景観法など、ほかの制度をうまく組み合わせ、トータルで地域あるいは都市の景観を考えていくことが重要であろうということです。

(2) 現行の歴史まちづくり制度の課題としておりますけれども、1) 歴史資源をもっと使えるのではないかとということで、歴史資源のさらなる活用としております。認定計画に基づいて保全や整備を進めておりますけれども、公有化だけでは限界があって、民間主体の保全・活用を一層、促進することが必要だろう。空き家の活用なども含めて、資源の活用に当たっては、地元の理解・協力、あるいは建築士会などの専門家や歴史資源の高付加価値化ができる団体との連携も重要。2) 良好な景観形成、地域活性化への寄与ということで、実は計画認定以前からの息の長い取り組みを行っている都市が観光面などを含めて評価を受けている状況がございます。継続的な取り組みを行っていくことが重要で、景観面の効果は見られますけれども、地域の魅力をさらに高めていくには景観施策の充実を一層、促していくことが必要だろうという指摘もありました。そのとき、核となる文化財の周辺の景観や眺望景観に配慮していくことが重要であろう。歴史資源を活用した観光の促進の際には、外国人

向けの多言語案内サインや駐車場の確保など、観光客の増加に対応した環境整備も必要であろうとしています。歴史資源の保全活動や伝統行事の復活など、地域の自主的な取り組み、活動が広がりつつあるので、そういうものを拡大・継続していくことを促進することが必要であろうというところもあります。最後の丸は少し観点が違いますけれども、市町村界をまたいでいく歴史的風致もあるだろうということで、広域的な歴史まちづくりなども検討していくことが重要ということです。

3) 歴史まちづくりの普及・拡大として、認定都市は増えてきておりますけれども、地域ブロック単位では市長、町長の会合などを開催したり、防災面の協力、イベント開催など、広域連携が広がってきています。そういったものも含めて、認定都市の取り組みの意義・成果をより積極的に周知して、次のページにいきまして、歴史まちづくりそのものの認知度を上げていき、さらに広げていくという方向ではないか。

4) 第一期計画の適切な評価について、間もなく計画期間を満了する認定都市が出てきますので、これまでの取り組みの結果を踏まえた施策を継続・充実していくことが必要ではないかとしています。

課題を受けて、4. 今後の古都保存・歴史まちづくり施策のあり方としております。

(1) 古都保存に関しまして、1) 自然的環境の変化への対応としましては、全国的な樹林保全施策等との連携を強化していく必要があるのではないかと。農林業、特に林野行政などで樹林保全施策はもう取り組まれていますので、病虫害やシカによる被害の対策を促進していく必要があるだろう。そして、コストや景観に配慮した新技術の導入促進ということで、今日もありました斜面地域等の安全対策において、例えば岩質強化処理工法とありますけれども、亀裂あるいは抜けている部分を薬剤で補強するような、あまり景観が変わらない手法もありますので、比較的lowコストで景観に配慮した技術をもっと導入していくことが必要だろう。

2) 担い手の確保の観点では、市民団体等との協働はこれからも推進していく必要があるだろう。その上で、そういった団体を公的にきっちり位置づけること、そしてその市民団体等が円滑に活動できるよう、活動の拠点や、活動を広報する機能などを有する施設の整備を支援していくことが必要ではないか。さらには、民間企業の社会貢献活動との連携促進として、歴史的風土の保存活動に民間企業が参加しやすい枠組みをつくっていくこと、例えば、古都保存プロジェクトといった名前で行っていくこと、参加企業のPRを行っていくことが必要ではないか。

3) 景観の変化への対応ということで、古都全体の統一的な景観保全としまして、歴史的風土もあるんですけれども、それを核とした景観計画や景観条例を活用いただく景観に関する統一的なルール策定・実施が大事ではないか。

(2) 歴史まちづくりの施策の今後のあり方ですけれども、1) 民間の資金・ノウハウの一層の活用を促して歴史資源を保全・活用していくことが必要だろう。前回の会議でもありましたような保全・活用の際に、クラウドファンディングや、次のページに参りますけれども、民都機構の活用によって民間資金を活用していくことを促進していくことが重要ではないか。また、まちづくり団体、建築、緑の話もございましたが造園などの関係分野の地域の専門家等との連携をもっと促進していくことが必要だろう。あるいは、ご紹介しましたけれども、歴史的風致形成建造物や歴史的風致維持向上地区計画といった制度の活用を促進し

ていくことも必要だろう。

2) 良好な景観形成・地域の活性化の促進ということで、計画認定に合わせて景観計画の策定や屋外広告物の独自条例の制定との連携を強化していくことが必要であろう。景観形成、観光振興あるいは地域の自主的な取り組みなど、先進的な取り組みを行う都市の取り組みをテーマごとに分かりやすくPRしていくことが必要であろう。そういうものに対して、モデル地域となるようなところを設定し、景観に関する統一ルール策定や、先ほどの外国語表記や駐車場の話になってくるかと思えますけれども、観光客の受け入れ環境整備を重点的に支援していくことも必要であろう。また、広域の話になりますけれども、例えば流域や街道等を中心とした市町村界にとらわれない広域的な歴史文化を生かした地域づくりに関しても、モデル的な取り組みがあるだろうから、そういうものを支援していくことが必要だろう。

3) 歴史まちづくりをもっと広げていくための普及啓発の推進ということで、「歴史まちづくりサミット」などの広域連携を推進していくこと、それから、行政機関、地域住民、民間事業者、市民団体等、さまざまな人たちが歴史まちづくりにかかわってくださっていますけれども、そういう方々のノウハウの共有やネットワーク化をもっと推進していくことが必要であろう。これまでの歴史まちづくりの成果やノウハウをしっかりと整理して、全国へと効果的にPRする。そのときに、例えばフォトコンテストなど、国民の関心を集めるような取り組みも必要なのだろうとしています。

4) 適切な評価による施策の充実ということで、次期、第二期計画の策定に向けて第一期計画を評価していくことが必要だろうと書いております。計画策定当初の目的を踏まえた項目を各都市が選択しながら、どういう評価をしていくかを、既存のレビューを活用しながらやっていくことが必要であろう。その際、継続的な取り組みが重要なので、ある一点における定点モニタリングやその検証も必要ではないかということで報告の骨子を取りまとめさせていただきます。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。前半の議論に加えて、歴史まちづくりにも踏み込んだ全体的内容になっていますが、残り30分ほどなので、古都保存に関するところを中心に議論いただければと思っております。先ほどの神奈川県のご発表にあった公がどこまでやるのかという課題、国民や住民、観光客の責務をどう考えるのか。それから、維持管理について、さきほどのE委員のお話にありました伐採などのメンテナンスというところにはいかに協働していくか、F委員がおっしゃられたような予防的な観点からの早めに幼木のときから間伐をしていくような形、そういうところのお金をどう確保するのか。あと、財源と維持管理費、それを円滑に管理運用するところまでいくような事業スキームの話。それから、先ほどD委員の話にありました、景観と都市計画と、それを不動産価値としてという部分を、通常の景観計画や景観のコントロールだけではなくて、もう少し幅の広い議論としてできればと思っております。残り25分ほどですので、そのあたりについて、本日の取りまとめの方針を脇にとめながらご意見をいただければと思えます。よろしく願いいたします。では、E委員、お願いします。

【E委員】 すごく細かいことなので忘れないうちに言うておこうと思ったわけですが、今のご説明いただいたものの3ページの中ほどに空き家の活用というところで、「建築士会など」と建築の中でも士会だけ限定されていますが、建築の方々は事務所協会と家協会とございます。あともう一つ、空き家活用でおそらく不動産業がかかわるので、「建築や不動産な

どの専門家」としたらどうかと。すごく細かいことですが、いろんなところに配慮しないとご協力いただけないかなと思ったものですから。

【委員長】 ありがとうございます。ほかに、C委員、お願いします。

【C委員】 こういう報告書って、どこまで踏み込むのかというあたりの度合いが私は分からないのですけれども、いろんな自治体からの報告を聞いていると、結局、予算がなくてここまでしかできませんということが大問題としてあるわけですね。ということは、その予算をどれだけ増やしていくかという視点が報告書にもっと盛り込まれていいのではないかと、まず思います。民間の協力を得てとか、協力が果たして本当に予算の確保につながるのか、増加につながるのかというのはちょっとイメージできません。

それから、そもそも古都保存法が大規模開発をさせないために生まれてきた法律だということがあるので、大規模開発に対する嫌悪感のようなものが大前提としてきつとあるんですよ。ただ、私がいろいろと話を聞いていると、例えば京都では、個人の家などは、この価値を認め、この価値を継承してくれる人だったら譲りたいという方はいっぱいいるんですよ。そういう形でちゃんと継承して行ってほしいという思いがあって、トラストという形で持ちかけられる話なんかたくさんあって、そういう個人をもっと大切にしていっていいのではないかという気がするんですね。だから、例えば個人から個人へのリスペクトのある継承みたいなものをどう推進していくかというような視点も持っていかないと、全部、自治体や国や県が引き受けて、それを利活用となると難しいんじゃないかなと思います。だって、そこにはお金を生み出すという要素が視点としてなかなか欠けていますよね。利活用といっても、結局、木造建築だったら火事を起こしてはいけない、壊してはいけないといって、利用にはものすごく制限がかかるのが目に見えているわけで、実際、それよりも、個人としてちゃんと民間から民間へ引き渡せるところは、そういう大規模開発じゃないという方向性ももう少し盛り込んでいくべきではないかと思いました。

【委員長】 ありがとうございます。今のお話の中で、予算を増やすというのはたぶん非常に大事なことだと思うんですけれども、今までですと、増やしたいのは山々なんだけれども、ロジカルにそれが必要で、それを守ることがどういうふうに国民としての資産などの部分につながるかというところできていませんでした。今回の取りまとめにおいては、経済の先生や経済の他省庁なども含めて、そういうところが必要なのだということ、必要だとすると、どういうふうにやればそれが効率的に図れるのかというあたりが求められると思うので、知恵を皆さんからいただく話だと思います。ありがとうございます。ほかに。では、F委員。

【F委員】 今、おっしゃった価値の問題がすごく大事だと思うんですけれども、今、現実で起こっていることというのと、例えば景観を守るために線引きをして、いろんな数字を決めますよね。何%までは緑を確保する、色はこういうものというのは今の状態で動くんですけれども、海外の方の話にもありましたように、その線から一步、外れたところや基準が上がってないところの判断を求められたときは、もう何もそれ以上はできないということがある中で失われてきたものがすごく多いと思うんです。その根底には、数字や範囲で決められるものではないその場所の価値や意味、空間や時間のつながりの中で継承したい、大事にしたい歴史的風土というものを、しっかり実像として把握して共有しない限り難しいと思うんですよ。そういう部分をちゃんとどこかの仕組みの中でチェックできたり、うまく応援したり、あるいは、そこがなくならないようにするための何らかの担保する仕組みみたいなのを考え

ていかないといけないと思います。例えば古都保存法でも、京都市全体でのいろんなこういう方向はということでは書いてあるとしても、個別の嵐山なり金閣寺なりの場所で、どういう範囲のものを、そこにどういう意味や価値を見出して、その意味や価値が根本的に失われないような事業のあり方なり、いろんな活動のあり方があるんだらうかというのを、すぐに答えは出ないにしても、しっかりと見つめて、こういうふうにな社会が動くようにしていくところを、ぜひとも今回の中ではしっかりと考えていけるといいんじゃないかなと思います。

【委員長】 ありがとうございます。一番難しいところです。

【A委員】 今のご指摘は大変重要で、私も前の奈良での会議のときも似た話をしたかと思いますが、県と市も価値観を共有してないし、ましてや住民も共有してない。つまり、古都、奈良というものをどういうイメージで描いて、ここまでなら新しいチャレンジはOKで、ここは守りましょうという共有の価値観がないという話をしました。

古都保存法も長年やってきて、歴まち法も10年経とうとしています。保存というか確保という面では、かなり成果がありますが、今、F委員がおっしゃったように、これからは住民も含めて、どうやっていくかが大切です。経済的な問題もあり非常に厳しくなっていて、一丸になって何かやっていかないといけない。そのときに一番大事なのは、価値観という言葉をするので硬いのであれば、私はイメージでいいと思うんですね。古都保存法や歴まち法で守ろうとしているその地域の一つの共有したイメージみたいなものを持つことが必要だと思います。日本は歴史的にお上主導でもありますから、行政が主導してやることは仕方ないと思いますが、やはり住民を巻き込んで、現実を実現するのは時間がかかるとしても、せめてうたい文句としては、明確に打ち出してもいいのではないですか。文言としてもその辺を明確に打ち出されたらどうかな、と。

その場合、活用が重要になってきますが、活用という考え方については、文化庁なども以前はあれもだめこれもだめとの印象でしたが、こここのところ、随分、変わってきましたね。私が驚いたのは、史跡大坂城でモトクロスの大会をやりましたね。ここまで来たかというぐらいびっくりしたのですけれども、史跡保存など、保存を最重要にしてきている文化庁でさえ、もう10年異常になるのでしょうか、いろいろ活用に対してチャレンジしてきています。ですから、歴まち法は、点でしか保存できなかった文化財が、面に対応でき、非常に広い広がりをもって予算的な手当てでも入るということですのでごく人気があるのだらうと思いますが、もともと歴まち法はそういう活用の考え方をかなり持っているわけですから、ぜひ価値やイメージの共有という観点を理念として強くうたっていただけたらと思います。F委員のおっしゃったことと関連した話になりますけれども。

【委員長】 ありがとうございます。非常に大事な視点だと思います。G委員。

【G委員】 C委員の尻馬に乗って、また身もふたもないことを少し言わせていただきますと、ここに書いてあることはみんなもつともで、たぶん誰も反対しないのですね。1つとしてやらなくていいこともないし、反対する人もいない。そこがたぶん問題で、ここに書いてあることは、いろいろ行政の施策が書いてあるんだけど、やるのは、実際はたぶんほとんど市町村あるいは自治体なんですね。自治体の方にこれを見せると、きっと「誠にもつともでございます。先進的なところは、みんな、こんなことはやっております」とおっしゃるだらうし、あるいは遅れていらっしゃる時は「こんなことができるなら何も苦労いたしません」とお

っしやるわけですね。

では、何のためにこれをやるかといえば、結局、ここに書いてあることでできていないことをやるために、国がこれから一体何をするかなんだらうと。まさにC委員がおっしゃったように、お金をちゃんとつけましようという話になるのか、あるいは別な仕組みをつくりましようということになるのか。それをやるためにも、委員長がおっしゃったように何らかの理論武装が要るということなのだけれども、そうであるとする、こんなふうに抽象的に市町村はこういうことを今後やるべきですと言っても、たぶん予算はつかないですね。これを実現するためには、国がこういうことに予算をつけなきゃいけません、国としてはこういう役割を果たさなければいけませんと言ってみせないと、委員長がおっしゃる意味での予算のための理論武装にはならない気がいたします。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

【D委員】 私も書いてあることは、確かにそのとおりでいいと思うんですけども、さっきから出ていた価値の話を考えて、次の世代に何を残すか、街並みとか古都であることの価値、そもそも、価値をどこに見出せばいいのが最初にないといけないのではないのかなという感じがするんです。

また外国の話をして恐縮ですけど、私はずっとイギリスの都市計画をやっているんで、ロンドンに行くと、例えば、この前、交通博物館を修繕する話があり、そのときにも、今、ロンドンだと再生可能エネルギー等を入れなきゃいけないので、歴史的な建造物なのに、そこに太陽光パネルを載せると。ところが、下から見たときに絶対見えないところに載せる。それはつまり、交通博物館が建てられた時代には太陽光パネルなんて存在してなかったんだから、次の時代の子供たちが見たときに、それが当たり前ではない景観を提供しないといけないけれども、時代の要請に合わせて低炭素を考えないといけない。そうすると、暮らしやすさと時代が求めるものを古都の中に入れていかなければいけなくて、その辺のルールというか、価値が何かを最初に全員で合意しないといけないから、先ほどのアンケートなんかでも太陽光パネルをどうするのかということが出てくるのではないのかなと思いました。

それと、だとすると、例えば街並みがそろった歴史的な景観のあるところのメリットとは何なのか。大体、皆さんはデメリットのことばかり言われて、規制があるから嫌だとか、それによって不動産価値が下がると。そうすると、アドバンテージは何なのか。ないんだったら、それをつくっていかなければいけなくて、ネガティブなものをポジティブに変えるためには何があるのか。そこだからお金が入るのか、固定資産税の減免があるのか、私も分からないんですが、何かそういうものがあるなら、もっとそれを強調していかないといけないんだと思いますし、ネガティブに勝てるものをつくっていかない限り、たぶん、かなり苦しいことになるのではないのかなと思いました。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。今の観点は、昨年までの明日香村小委員会で大分やられていまして、まさに暮らしやすさや、これから若い人たちが住んでいくために何を守って、逆に何をアドバンテージとして用意するかはかなり重要な視点なんだけれども、先ほどの話にありましたように、日本人のメンタリティーの改革がなかなか難しい。ただ、それだけで話をしてしまうと非常に大枠の話になってしまいますので、今回の報告書の中では、そこは結構切り込んでいかなきゃいけないのかなと。今、おっしゃられるように、価値を共有するために最初にそういう話もきちっと盛り込まなきゃいけないというあたりは、皆さん方の今日

の話の中では、価値と責任というか、きちっと書き込まなきゃいけないのかなと。どうぞ、お願いします。

【神奈川県】 聞かせていただいて、1つ、こういう観点もということをお話をさせていただきますと、土地所有者は古都保存法制定以来、世代が交代してきており、市街化調整区域である歴史的風土特別保存地区にあたる土地では、相続を放棄したり、登記上は亡くなった方の名義のまま、相続人もわからなくなったりして、手の入れようがなくなるという状況が発生することを想定して、民有地として保有していくことのメリットを考える観点を追加してもらいたい。先ほど「個人から個人へのリスペクトある継承が大事である」と。その意味でも、古都保存法制定後40年、50年たつということは、土地を持っておられる方の世代が変わってきており、近隣に在住していない方も多くなっていくというのは、誰でも想像できることだろうと思います。相続がなされていくという課題は、私どもの神奈川県、鎌倉市だけではなく、ほかの古都を担当する、明日香も含めた古都保存連絡協議会の中でも議論されてきたことであり、古都保存法に基づく相続税の算定が3割の評価減でしかありません。一方、近郊緑地特別保全地区の控除割合については、8割の控除減であり、6割、7割、8割と見直しをされて現在に至っている。何らかの理由があってなかなかできないところもあるだろうとは思いますが、今後とも、土地所有者は確実に何世代にも継承がなされていく。私どももそういう意識で、古都の買入れ申請を受け付ける窓口の担当者に聞きますと、平成20年代から、買入れ申請をしたときに、地権者相続による再申請がなされています。神奈川の場合は、買入れ申請があってから三、四年、待っていただいています。地権者の相続による再申請があったときには人がかわってきているというのが平成24年に5件、平成23年も5件あって、今年度の平成27年も4件、人が重なっているものもありますが、地権者相続に伴う買入れの再申請がされています。

今後は、同じ鎌倉に住んでいる人だけでなく、土地所有者が古都保存法制定以来、何世代か経ていくということは市外、県外の方が権利者になってくるということでありまた、1対複数で土地が継承されてくる、あるいは登記上は亡くなった方の名義のままになっており、相続人もわからない状況で歴史的風土保存区域に手の入れようがないという状況が生まれることを踏まえて、それをどういうふうにして民有地を持っていただくのかという観点も、ぜひとも組み入れていただけると助かると思っております。

【委員長】 ありがとうございます。どうぞ、B委員。

【B委員】 まず、C委員から出ましたトラストの話ですが、自分たちの事例でいいますと、今、神奈川県さんがおっしゃったように相続税問題です。風致保存会が、約3,300平米の土地と約400平米の家屋の遺贈を受けました。公益財団法人鎌倉風致保存会への寄付ですと相続税が免除になります。ただ、相続税法の考えだと思いますが、我々受ける側としては、昭和2年の文化財的な建物なので、これは将来にわたって保存していきたいという思いがありますが、法ではそれに活用をしなければいけないということになります。活用にはやり方もいろいろあるかと思いますが、まず活用しないと、今度は寄附者に対して迷惑がかかってしまう。もとに戻るといいう可能性もあります。では、活用しようとする、我々の団体が昭和2年の建物を、建築基準法など法令をクリアしながら活用することになると、多大な費用なり労力が必要になってくる。我々としても非常に負担となります。緊急に、少し手を付けるだけですぐに1,000万円の手当てが必要になります。活用するために必要な修繕が所がた

くさん出てきそうです。活用したいが心配の種です。ただ、我々は多額のご寄附もいただいていますので、そういう面では有効に活用させていただこうと考えています。もちろん他の方策も考えたいと思います。

あと、我々は緑地を持っていますけれども、先ほど神奈川県からも報告がありましたように、その維持管理に非常に苦勞しています。緑地といっても平地の緑地ではございませんので、大抵、斜面地です。斜面地だと、我々会員にはとてもじゃないけど手が出せないの、専門の機材を持っている業者に頼むとなると、多額の費用が必要となります。我々は会員の会費収入で賄っていますので、そういう面では限界を感じています。私たちの団体を考えても、トラスト問題の難しさがあります。良い話があっても、維持管理等のことを考えると躊躇せざるを得ない。財政が厳しい行政もなかなか受け切れない中で、我々民間団体がどういうふうにやっていいのか、行政もそうかもしれませんが、現実的には受けたくても受けられないのは、鎌倉の場合だけではないかもしれません。街中の貴重な景観となっている建物なり場所がいつの間にか駐車場になったり分割されたりして、残念ながら街中からどんどん鎌倉らしさが失われていくということに直面しています。

維持管理は、私は非常に大事なことだと思っています。維持管理も予算やマンパワーなど非常に厳しい状況にあります。引き続き維持管理をしていかなければなりません、今後どうなっていくのか我々は危惧しているところです。私たちは企業のファンドなどの活用をしながら方策を考えて行きますが、それにも限界があると思います。これは私たちの団体だけかもしれませんが、これが現状です。

【委員長】 ありがとうございます。そろそろ、いただいた時間がもう過ぎてしまいます。今日のことは大きく取りまとめはいたしませんけれども、二言目には皆さんインバウンド、インバウンドとおっしゃいますけれども、その背景としては、鎌倉もそうですけれども、これまでお話しいただいているものの何十年もかけて維持してきた価値が、今、いろいろ形で評価されてどんどん外国人が来ている。そういうところも含めて、維持管理も、費用を節減しろという話ではなくて、そもそも維持管理費がこんなにかかるんだということすら今までちゃんと伝えてきてないと思うので、その辺の歴史的な古都を守ることが、どれくらい経済的な財源としても必要で、それがどんなふうに効果があるのかというあたりも含めてまとめていきたいと思っています。次回までにまた今日のご意見をいただきまして、取りまとめの素稿につきましては、また事務局と修正していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。次回、第5回の小委員会の開催につきましては、5月13日に国土交通省において開催いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の資料につきましては、机の上に置いていただければ、後日、こちらから郵送させていただきます。以上をもちまして本日の小委員会を閉会いたします。本日は長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —